用第１６７号

平成２９年　９月２６日

各土木事務所長

東海環状自動車道事務所長

農政部農地整備課長

各農林事務所長

都市建築部都市公園整備局公共交通課長　　様

都市建築部水道企業課長

リニア推進事務所長

東部広域水道事務所長

 教育委員会教育財務課長

県土整備部用地課長

土地現地調査書の作成要領の補足事項について（通知）

公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が申請する不動産の表示に関する登記嘱託書に添付する土地現地調査報告書（嘱託登記用）等の記載事項の変更については、平成２９年６月２１日付け用第９３号で通知したところですが、具体的な処理方法を下記のとおり定めましたので通知します。

記

１　土地現地調査書の作成にあたっては、平成１９年５月３０日付け用第２６３号「不動産表示に関する登記嘱託書に添付する土地現地調査書について」により通知した「土地現地調査書の作成要領」および用地調査等共通仕様書別記１「土地現地調査書の作成要領」によるほか、別添「土地現地調査書の作成要領補足事項」によること。

２　本通知による取り扱いは平成２９年１０月１日以降に作成する土地現地調査書に適用されるものとし、同日より前に作成されているものについては、従前のとおり取り扱うことができるので、同日より前に立会いが完了しているものについては、速やかに土地現地調査書を作成すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当所属 | 岐阜県県土整備部用地課指導係 |
| 担当総括 | 江崎 | 担当者 | 嶽本 |
| 電話 | 058-272-8507（直通）県庁内線3676 |
| E-mail | dakemoto-ichiro@pref.gifu.lg.jp |

（別添）

土地現地調査書の作成要領補足事項

Ⅳ　立会人筆界確認関係

１　各筆界点毎の筆界確認状況を明記する。

調査のため利用した公図、地積測量図、換地図等の既存資料や、現地の構造物、地形、既設境界標等との整合性、立会人の確認状況等について記載する。

２　各筆界点が現地における位置を示したものであると確認できる写真を添付する。

1. 遠景　申請土地の周辺状況が確認できるもの

（現地における申請土地の位置が特定できるもの）

1. 近景　筆界点（境界標）の周辺状況が確認できるもの

（現地における筆界点（境界標）の位置が特定できるもの）

Ⅴ　地籍の測量方法に関する情報関係

１　各筆界点を復元するために必要な基準点網図を参考図に添付する。